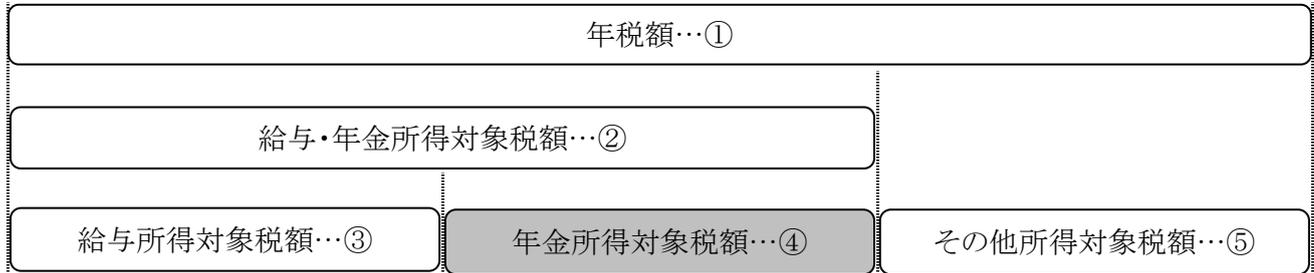


○ 公的年金から天引きになる税額の計算方法について

公的年金から天引きになる税額の計算方法は、次のとおりになります。ご不明な点等については、お問い合わせください。

〈年金所得がある人の税額計算の流れ〉



- ① 全ての所得，所得控除，税額控除を基に「年税額」を計算します。
- ② 給与・年金所得と全ての所得控除，税額控除を基に「給与・年金所得対象税額」を計算します。
- ③ 給与所得と全ての所得控除，税額控除を基に「給与所得対象税額」を計算します。
- ④ ②「給与・年金所得対象税額」から③「給与所得対象税額」を引いて「年金所得対象税額」を計算します。
- ⑤ ①「年税額」から②「給与・年金所得対象税額」を引いた残りが「その他所得対象税額」になります。

※ここでいう給与所得には，市・県民税の徴収方法が給与天引きになる場合のみ該当します。市・県民税の徴収方法が普通徴収となる給与所得は，その他所得に区分されます。

〈計算例〉 夫65歳，妻65歳の夫婦2人ぐらして，年金所得のほか給与所得（給与天引き分）があり，昨年度の市・県民税は全て給与からの天引きで納めていた人（今年度が年金天引きの初年度になる人）の場合

【所得】	【所得控除】	【税額控除】
年金所得 600,000円	社会保険料控除 210,000円	調整控除 5,000円
給与所得 1,500,000円	配偶者控除 330,000円	〔 市民税分 3,000円〕
	基礎控除 330,000円	〔 県民税分 2,000円〕
合計 2,100,000円	合計 870,000円	合計 5,000円

1 上記①～⑤の額を計算します。

① 「全体分」の年税額

$$2,100,000円 - 870,000円 = 1,230,000円(課税標準) \cdots A$$

$$A \times 6\%(税率) - 3,000円(調整控除) = 70,800円(100円未満切捨て) \cdots \text{【市民税所得割額】}$$

$$A \times 4\%(税率) - 2,000円(調整控除) = 47,200円(100円未満切捨て) \cdots \text{【県民税所得割額】}$$

$$\text{【市民税額】 市民税所得割額} + \text{市民税均等割額} = 70,800円 + 3,500円 = 74,300円 \cdots \text{ア}$$

$$\text{【県民税額】 県民税所得割額} + \text{県民税均等割額} = 47,200円 + 2,500円 = 49,700円 \cdots \text{イ}$$

$$\text{【年税額】 ア} + \text{イ} = 124,000円$$

② 「給与・年金所得対象税額」

この場合は，①と同額になります。

③ 「給与所得対象税額」

1,500,000円 - 870,000円 = 630,000円(課税標準)…B
 B × 6%(税率) - 3,000円(調整控除) = 34,800円(100円未満切捨て) … 【市民税所得割額】
 B × 4%(税率) - 2,000円(調整控除) = 23,200円(100円未満切捨て) … 【県民税所得割額】
【市民税額】 市民税所得割額 + 市民税均等割額 = 34,800円 + 3,500円 = 38,300円 … ウ
【県民税額】 県民税所得割額 + 県民税均等割額 = 23,200円 + 2,500円 = 25,700円 … エ
【給与所得対象税額】 ウ + エ = **64,000円**

※ 均等割額を加算する優先順位は、「給与所得対象税額」⇒「年金所得対象税額」⇒「その他所得対象税額」となります。例えば、「給与所得対象税額」がある場合は、均等割額は給与天引きされる税額に加算されます。「給与所得対象税額」がない場合は、次の順位の税額に加算されます。

④ 「年金所得対象税額」

【年金所得対象税額】

給与・年金対象税額 - 給与所得対象税額 = 124,000円 - 64,000円
 = 60,000円

⑤ 「その他所得対象税額」

この場合はありません。

2 徴収方法ごとの税額は次のとおりになります。

【給与天引きになる税額】…③

給与所得対象税額 64,000円を12で割った金額が、6月から翌年5月までの給与から毎月天引きになります。(100円未満の端数がある場合は6月分にまとめます。)

	6月	7月～	合計
税額	5,700	5,300	64,000

【年金天引きになる税額】…④

年金所得対象税額 60,000円の半分の金額を普通徴収(第1～2期)で納めていただき、残りの金額が年金から天引きになります。(1,000円未満の端数があるときは普通徴収分にまとめます。)

したがって、普通徴収分は半分の30,000円を2で割った額(1,000円未満の端数がある場合は1期にまとめます)ずつ、年金天引き分は半分の30,000円を3で割った額(100円未満の端数がある場合は10月分にまとめます)ずつとなります。

	普通徴収		年金天引き(本徴収)		
	第1期	第2期	10月	12月	2月
税額	15,000	15,000	10,000	10,000	10,000
徴収方法ごとの税額	30,000		30,000		
合計	60,000				

<参考:昨年度(65歳になる前)までの徴収方法>

給与・年金所得対象税額全てが給与天引きとなっていました。

	6月	7月～	合計
税額	10,700	10,300	124,000

<参考:翌年度以降の徴収方法>

	年金天引き(仮徴収)			年金天引き(本徴収)		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	(前年度分の年税額) ÷ 6			(年税額 - 仮徴収税額) ÷ 3		

3 税額決定通知書の送付時期は次のとおりです。

- 給与天引き分:5月中旬に勤務先を通してお届けします。
- 年金天引き分及び普通徴収分:6月中旬にご自宅へ郵送します。